

「次期西東京市障害者基本計画及び第7期西東京市
障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画」の
策定に向けた課題及び方向性検討報告書

令和5年3月
西東京市

基本方針1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます

(1) 相談支援・ネットワーク

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■相談相手の有無について

- ・家族以外の相談相手や場所が「ない」人は徐々に増加傾向（前々回21.4%→前回24.7%→今回26.6%）
障害児でも徐々に増加傾向（前々回2.7%→前回10.9%→13.1%）
障害者では特に、生活状況が困窮している割合が高いほど「相談相手や場所がない」が高い

■相談支援事業について

- ・市の相談窓口は対応にばらつきがあり、不満や苦情が生じている
- ・ワンストップで相談できる機能や障害種別の特性に応じた相談に対応できる体制の構築が求められている
- ・相談支援事業所、相談支援員が不足しており、問い合わせをしても断られる状況がある
- ・未就学児や学齢期の相談支援の利用率が低く、福祉制度やサービスにつながりにくい状況がある
- ・基幹相談支援センターの機能や役割について、利用者だけでなく、障害福祉サービス提供事業所においても認知度が低い

■市内の事業所の認知度について

- ・障害者総合支援センター「フレンドリー」の認知度に大きな変化なし（障害者：前回40.5% ⇒ 今回37.8%）（障害児：前回68.0% ⇒ 今回63.9%）
- ・基幹相談支援センター「えぼっく」の認知度は障害児で減少した（障害者：前回20.2% ⇒ 今回17.2%）（障害児：前回50.8% ⇒ 今回42.6%）
- ・その他の施設の認知度についても大きな変化なし（いずれの施設も20%前後）

■事業所間での情報共有や連携について

- ・自立支援協議会を中心に市の課題の共有や解決方法を検討する仕組みが必要
- ・連絡会等を活用して事業所間の連携や協力できる体制づくりが必要（特に困難ケースや重度化・高齢化に対する連携）

【国の方針】

■地域における相談支援体制の充実強化【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進、「地域づくり」に向けた協議会の活性化

■障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上に明確化
- ・地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備について市町村の努力義務化
- ・都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保

【次期計画における方向性】

■相談支援体制の強化

- ・相談を受ける窓口だけではなく、庁内外の関係機関と連携したアウトリーチの充実など、相談や情報を取りこぼさない為の取組が必要
- ・基幹相談支援センターの機能や役割を明確にし、障害種別の特性に応じた相談に対応するために、連携する事業所との役割分担や利用者への周知が必要
- ・基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所との連携を強化し、相談支援員等への適切な助言やサポートを行い、利用者身近な相談支援員の質の向上を図る体制が必要
- ・未就学児や学齢期の児童が相談支援を利用できるようにするための相談支援事業所・相談支援員の確保が必要

■事業所間のネットワークの強化

- ・障害福祉サービス提供事業所と市が連携して、市における課題や困難ケースに取り組む体制づくりを検討することが必要

基本方針1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます

(2) 生活支援

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■障害福祉サービスの評価指標

- ・ 障害者の過去1年間のサービス利用者は大きな変化はなし（前々回25.3%→前回32.4%→今回33.1%）
- ・ 障害児の過去1年間のサービス利用者は大きな変化はなし（前々回77.2%→前回65.6%→今回65.6%）
- ・ 障害者の市の障害施策の満足度に大きな変化なし
（前回「満足」23.4%「不満」13.9%→今回「満足」24.0%「不満」13.3%）
- ・ 障害児の市の障害施策の満足度について、「不満」が減少し、やや改善
（前回「満足」16.4%「不満」48.4%→今回「満足」18.9%「不満」36.9%）

■障害児の福祉サービスの利用について

- ・ 必要なサービスが利用できない理由で「定員がいっぱい」は減少（前回52.8%→今回42.9%）
- ・ 一方で、「利用したい時間や時期と合わない」が増加（前回33.3%→今回46.4%）
- ・ サービス量は増えつつあるが、利用者が自分に合う事業所を選ぶことはまだ難しい

■地域生活を支える福祉サービスの不足

- ・ 障害児の卒後の日中活動の場である「生活介護」のサービス量が不足している
- ・ 日中活動の事業所は増えてはいるが、自身に合う事業所を選ぶことはできず、また、事業所の質についてもばらつきが大きい
- ・ 成人の日中活動後の居場所が不足している
- ・ 移動支援についてはサービスのニーズに対して供給する事業所・ヘルパーが大きく不足している
- ・ 精神障害や知的障害のある人の居宅介護のニーズは高いが、支給認定が出にくい
- ・ 機能別の短期入所（レスパイト機能、自立機能、緊急保護機能）が不足している

【国の方針】

■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・ 重度障害者等への支援など、地域ニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

■障害福祉サービスの質の確保【障害福祉計画及び障害児福祉計画】：障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

■障害福祉人材の確保・定着【障害福祉計画及び障害児福祉計画】：ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

【次期計画における方向性】

■一人ひとりの必要に応じた支援の推進

- ・ 今後、精神障害や発達障害、地域生活を行う障害のある人が増加することを見据え、本人の障害特性や生活状況に応じた生活介護や居宅介護、移動支援などのサービスを提供できる体制が必要
- ・ 日中活動の場である「生活介護」はサービス量の確保策を検討することが必要
- ・ 支援者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、短期入所や居宅介護など、障害のある人の在宅生活を下支えするサービスの拡充が必要

基本方針1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます

(3) 教育・育成

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■ 学校生活での困りごとや学校教育への要望について

- ・ 障害児調査における学校生活の困りごとは「通うための付き添いの負担が大きい」が高くなっている
- ・ 特別支援学級への通学について小学生の低学年はスクールバスが利用できるが、高学年になると利用できず、保護者の就労に対して制限となる
- ・ 特別支援教育利用者調査における学校生活の困りごとは「周りとのコミュニケーションがうまくいかない」「授業についていけない」が高くなっている
- ・ 特別支援教育利用者調査における学校教育への要望は「子ども一人ひとりにあった教え方や指導をしてほしい(62.1%)」が最も高い
- ・ 小学生年齢の特別支援学校や支援学級について、増加している生徒数に対して先生の人数や教室の数など受け入れ態勢が不十分
- ・ 医療的ケア児支援法が制定されたが、医療的ケアのある子どもが普通級で学べる環境が整っていない

■ 保護者への支援事業の認知度について

- ・ ペアレント・メンターの認知度が増加している（障害児：前回42.2%→今回60.6%）

■ 就学前の子どもの療育支援について

- ・ 保育所等訪問支援や保育所、幼稚園と併用して、児童発達支援を利用するニーズが増えている
- ・ 児童発達支援センターひいらぎにおける就学前の言語療法等のリハビリテーションの要望が多い
- ・ 幼稚園や保育園での生活が大変なグレーゾーンの子どもの為にひいらぎでの受入枠の拡充の要望が多い

■ 放課後等の居場所について

- ・ 放課後等デイサービスの事業所は新規開設しているが、受入可能枠はない状況となっており、事業所ごとの職員のスキルにもばらつきがある
- ・ 共働き世帯が増えており、就労時間に子どもを預けたいというニーズが増えている
- ・ 診断名がつかず、状態像がはっきりしていないグレーゾーンの子どものニーズが増えている
- ・ 運動療育や卒後を考慮した社会性やスキルを身に受けるプログラムなどの療育的支援ニーズが増えている

【国の方針】

■ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進、障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 等

【次期計画における方向性】

■ 一人ひとりのニーズに応じた教育環境づくりと保護者の負担軽減の推進

- ・ 増加し、多様化している障害のある児童の特性に応じた教育を行うために、教員の体制等のソフト面と施設・設備のハード面の両面の整備の検討が必要
- ・ 学校に通うための送迎や付き添いを行っている保護者の負担を軽減する取組の検討が必要

■ 子どもの成長・発達に合わせた療育環境の支援

- ・ 家庭生活や放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用において、子どもの成長に応じた適切な療育を行えるように、相談支援員や児童発達支援センターを中心とした助言、相談の支援体制の充実が必要
- ・ 放課後等デイサービスは量の確保策をするとともに、事業所や職員の質の向上に向けた取組や支援が必要

基本方針2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます

(1) 雇用・就業

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■就労について

- ・障害のある人の就労率については大きな変化はなし（前々回30.7%→前回28.5%→今回29.4%）
- ・就労している人のうち、正規雇用は34.2%、非正規雇用は27.3%、福祉的就労は17.3%
- ・今後の就労意向として、フルタイムの就労希望者は14.6%となっている一方で、1日2～6時間の短時間での就労希望者が13.0%おり、特に知的障害・精神障害・難病で高い
- ・仕事をする上で困っていることは「給与や工賃などの収入が少ない（32.3%）」が最も高い
- ・障害のある人が就労するために必要なことは「理解のある同僚や上司（41.6%）」が最も高い

■就労継続支援事業利用者について

- ・精神障害や発達障害のある人のニーズが増えている一方で、知的障害の利用者は減少傾向にある
- ・精神障害のある人からは就労継続支援B型の在宅ワークのニーズが増えている
- ・既存利用者の高齢化によって、就労継続支援事業所でありながら、身体介護や移動支援などの負担が増えている
- ・就労移行を念頭において体験から就労までのスキームが求められている
- ・ステップアップ先である就労継続支援A型が市内にないために、B型に通い続けている人もいる

【国の方針】

■福祉施設から一般就労への移行等【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・一般就労への意向及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの位置的な利用に係る法改正への対応、就労選択支援の創設への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

■障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ・就労の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施
- ・雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるように改正
- ・障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化

【次期計画における方向性】

■就労等への参加・活躍支援の推進

- ・地域での自立した生活基盤を確保するためにも、就労継続支援A型の確保に向けた検討が必要
- ・一般就労の促進と就労定着の支援体制の強化が必要
- ・短時間就労や在宅ワークなど、精神障害や発達障害などの支援のニーズが増えている障害者の特性に合わせた支援の検討が必要
- ・就労継続支援事業所における利用者の多様化、高齢化が進む中で、利用者への対応力の向上する取組の検討が必要

基本方針2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます

(2) 余暇活動・生涯学習活動

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■地域の中での居場所（居心地のよい場所）について

- ・居場所がある人は障害者は変化なし、障害児は増加している（障害者 前回17.0%→今回16.2%）（障害児 前回26.6%→今回36.1%）
- ・障害者、障害児ともに具体的な場所として、障害福祉施設、家族・親戚の家、公共施設、公園などの回答が最も多い

■障害者の余暇活動について

- ・趣味や楽しみが「ある」障害者は66.4%、障害児は84.4%となっている
- ・前回調査と同様で、西東京市で実施している障害者スポーツ支援事業、かわうそ水泳教室、ENJOYニュースポーツともに「知らない」が障害者調査で7割以上、障害児調査で約6割以上となっている
- ・障害者、障害児ともに、今後参加したいと思う活動として、「障害の有無に関わらず楽しめる活動」「ひとりで自分の趣味を楽しめる活動」が高い
- ・余暇支援として障害者が気軽に話をしたり、趣味を楽しめる場所やサービスが不足している（特に土日などの休日を過ごせる場所がない）
- ・障害のある子どもを対象としたスポーツ教室や運動療育の機会が保護者から求められている（特に発達障害児の受け入れ可能なスポーツ教室がない）

【国の方針】

■障害者による文化芸術活動の推進【障害者文化芸術推進法、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画】

- ・障害者による鑑賞、創造、発表等の分化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進
- ・第2期の基本計画期間（令和5～9年度）において、中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔軟な対応に取り組み、社会全体で障害者の分化芸術活動を支える基盤づくりを推進することが必要

【次期計画における方向性】

■余暇活動や地域活動などの多様な社会参加の場づくり

- ・既存の障害のある人のスポーツなどの余暇活動や地域活動について、活動に参加しやすくするための工夫が必要
- ・自宅以外の居場所を見つけられるように、地域の中で障害や障害のある人に理解のある場所づくりの検討が必要

基本方針3 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます

(1) 広報・啓発

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■障害への理解について

- ・過去1年間の差別等の経験（いつも感じる・たまに感じる）は、障害者では大きな変化はないが、知的障害では57.3%と高い（前々回27.5%→前回31.6%→今回32.9%）
障害児では前回から減少しているが、ただし、知的障害では62%とやや高い（前々回45.0%→前回71.0%→今回54.1%）
- ・前回調査と同様に差別等を感じる場所は、障害者では「バス等の交通機関」「スーパーやレストラン」が高く、障害児では「保育所や幼稚園、学校」も高い
- ・コロナ禍においては当事者団体や家族会の対面での活動についても自粛され、「障害への理解」を促進する場が減少した

■西東京市の実施事業の認知度について

- ・障害者サポーター養成講座の認知度に大きな変化なし（障害者：前回18.5% ⇒ 今回15.6%）（障害児：前回51.6% ⇒ 今回51.7%）
- ・ヘルプマークの認知度は障害児で減少した（障害者：前回40.2% ⇒ 今回42.8%）（障害児：前回87.6% ⇒ 今回75.4%）

■権利擁護について

- ・成年後見制度の認知状況は、「知っている」が54.3%と半数を占める一方で、生活状況が困窮している割合が高いほど「知らない」が高い
- ・成年後見制度を利用する理由としては、「預貯金などの管理・解約（34.4%）」が最も高い

【国の方針】

■障害者等に対する虐待の防止【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
→自治体間の対応のばらつきを是正するため、障害者虐待に対応する自治体職員に向けて、対応方針の決定等の場面における管理職の参加を徹底するとともに、とるべき対応や留意点を周知することが必要
また、自治体における弁護士等による専門的な助言体制の確保を推進することが必要
- 学校、保育所、医療機関における障害者を含めた虐待防止の取組について、市町村や関係機関との連携を含め、より一層進めていくことが必要

■成年後見制度利用支援事業の拡充【令和5年度地域生活支援事業費等補助金】

- ・成年後見制度の利用増への対応のための予算の拡充

【次期計画における方向性】

■共生のための環境づくりの推進

- ・障害のある子どもでは差別等を受けている人は減少しているものの、より障害への理解を促進するために学校といった特定の人と関わる場所と、交通機関等の不特定多数の人が関わる場所で、相互理解を高める施策を分けて検討することが必要

■成年後見制度の普及の促進

- ・保護者に不測の事態が起きる前に制度の利用ができるように、制度の普及に取り組むことが必要

基本方針3 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます

(2) 生活環境

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■西東京市の住みやすさについて、障害者の地域での生活イメージについて

- ・障害児では、「住みやすい（とても住みやすい・どちらかといえば住みやすい）」は、54.1%と半数以上
- ・障害者の5年後の暮らし方で最も意向が高いのは「家族と在宅」が37.1%となっており、「グループホーム」は5.4%、「施設入所」は4.1%となっている
- ・特に「グループホーム」は20～39歳の若い世代でのニーズが高く、かつ、介助者の年齢が40歳以上で高くなる傾向がある
- ・「グループホーム」は多くの事業所で受け入れ可能枠がない状況となっており、今後保護者の高齢化に伴い、ニーズは今後も高まる
- ・特に精神障害や発達障害、高次脳機能障害のある人のニーズが増えており、当事者の重度化、高齢化に対応した日中支援型グループホームのニーズが高い

■災害時や防災対策について

- ・障害者では、災害時の避難に「介助が必要」な割合は43.7%となっている
- ・災害や避難に関する生活情報の入手状況について、障害者では「できていない」は52.0%、障害児では66.4%となっている
- ・災害時における不安なこととして、「避難所の場所が分からない」「障害の特性上、避難所にいることが困難」が高くなっている
- ・防災訓練など、障害者が参加し、避難する時に障害者にどのようなことに配慮すべきかを理解する場があまりない

【国の方針】

■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援【障害福祉計画及び障害児福祉計画】（再掲〔P3〕）

- ・重度障害者等への支援など、地域ニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

【次期計画における方向性】

■暮らしの場の確保支援

- ・保護者の高齢化に伴い、親亡き後、支援者なき後を見据え、グループホーム等の障害のある人が自立した地域生活に移行する際の住居の確保が必要
- ・当事者において増加している重度化、高齢化した人に対応した日中支援型のグループホームの整備の検討が必要

■緊急時・災害対策等の強化

- ・緊急時や災害時の障害のある人の命を守るための手段を、家族や支援者だけに限らず、地域でも守れる方法と体制を構築していくことが必要

基本方針3 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます

(3) 保健・医療

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■医療的ケアの必要な障害者（児）について

- ・訪問看護などの医療的ケアを受けている障害者・障害児はともに大きな変化なし（障害者 前回9.6%→今回12.7%）（障害児 前回6.3%→今回7.4%）
- ・自宅での医療的ケアは、障害者ではリハビリテーション、障害児では吸引器使用、経管栄養、人工呼吸器装着、気管切開、リハビリテーションが高くなっている
- ・障害者の通院の際の困りごとは、「病院までの移動が困難(17.6%)」「経済的な負担が大きい(13.6%)」が高い
- ・医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスでは、市内からの受入希望があまり無い状況である
- ・保谷障害者福祉センターでは、難病や高次脳機能障害のある人のリハビリテーション等の支援ニーズが高まっている

【国の方針】

■障害児のサービス提供体制の計画的な構築【障害福祉計画及び障害児福祉計画】

- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上
 - 保健、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

■難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法・児童福祉法】

- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒し
- ・各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化

【次期計画における方向性】

■医療的ケアの必要な人への支援の充実

- ・医療的ケアが必要な人の支援者に向けた福祉サービスの充実に加え、医療的ケアが必要な人を受け入れ可能な施設等の地域生活に必要な情報の提供などを充実させていくことが必要
- ・ニーズが高まっている難病や高次脳機能障害のある人に対するリハビリテーション等の提供を充実させていくことが必要

基本方針3 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます

(4) 情報・コミュニケーション

【アンケート・ヒアリング調査からの課題整理】

■情報入手方法について

- ・福祉サービスの情報入手方法は「市の広報紙」が最も高い
- ・ただし、市報は情報を探す手間が多いため、必要な情報を検索できるようなツールが必要
- ・事業所の特徴やサービス内容についての集約化の要望が多い
- ・障害者や保護者に対して漏れなく、わかりやすく、的確な情報発信ができていない
- ・特別支援学校のPTAからはスマートフォンや広報誌を用いた情報周知により、情報が行き届く取組が必要であるとの意見がある

■コミュニケーション手段について

- ・コミュニケーションをとる際の困りごとは「意思疎通が取りづらい」や「困っていることを周りに伝えられない」が高くなっている
- ・対応しやすいコミュニケーション手段は、「対面での会話」の他、「インターネットや携帯などの電子メール」「電話やテレビ電話を使った会話」が高くなっている
- ・知的障害や精神障害、発達障害のある人に対する意思疎通支援や意思決定支援が必要であるとの意見がある

【国の方針】

■障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進【障害福祉計画及び障害児福祉計画、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法】

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

■意思疎通支援事業等の拡充【令和5年度地域生活支援事業費等補助金】

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえ、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制を充実

【次期計画における方向性】

■市民にとってわかりやすい情報発信及び意思疎通の推進

- ・年齢や障害特性によって情報が受け取れないことがないように、広報誌などの紙媒体とICTの利活用を並行したわかりやすく、的確な情報周知の検討が必要
- ・障害特性に配慮したコミュニケーション手段や意思疎通支援の支援者の養成を推進していくことが必要